

質問及び回答

令和7年8月22日公表

No	該当文書及び質問箇所	質問	回答
1	プロポーザル実施要領 P2 6.(3)②	質問に対する回答について、「応募した全ての者に対して回答する」とありますが、回答方法についてご教示ください。	質問に対する回答については、組合ホームページにて公表します。 また、質問者に対しては個別に電子メールにて回答を送付します。
2	仕様書 P4 第23条	水道メーター検針等に関する業務について、定例検針の対象は開栓中の使用者のみで、閉栓中は除外という解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 第23条に記載のとおり、定例検針については、原則として開栓中のものが対象であり、閉栓中のものは対象にしません。
3	仕様書 P5 第23条6	調定・更正業務について、調定作業や口座振替データ作成は1箇所に集約されず、各市町のお客様センターに設置される料金システム端末でそれぞれ処理するということでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、各金融機関への口座振替データの送付に関連する作業については、水道部本部（館山市役所内）に伝送用端末を設置する予定のため、同施設内の営業所で全域分のデータ送付等に対応することを想定しています。

4	仕様書 P5 第 23 条 6	各金融機関への口座振替の依頼について、市町毎金融機関毎に口座振替データを作成するということによろしいでしょうか。 また、フロッピーディスク等媒体に係る費用、金融機関への持ち込みに係る費用負担についてご教示いただけますでしょうか。	口座振替データの作成については、お見込みのとおりです。 各金融機関への口座振替依頼の方法については、伝送用端末にて口座振替データを送信できるように体制を構築するため、フロッピーディスク等媒体の調達費用や金融機関への持ち込み費用は発生しません。																				
5	仕様書 P8 第 27 条	第 27 条に「水道料金調定システム入力業務は、次の各号に掲げる事項に係る届出等について、入力するものとする。」とありますが、水道料金調定システムを提供されている企業名をご教示ください。	水道料金調定システムは、いずれの水道事業者も愛知時計電機株式会社のシステムを使用しています。																				
6	検針・料金収納等業務委託に係る基準業務量、経費負担区分及び委託期間 P1 検針等の実績	検針等の実績にて、令和 6 年度の実績が総件数 414,149 件となっておりますが、令和 3 年度から令和 5 年度の検針実績及び令和 8 年度から令和 12 年度における検針見込み件数についてご教示ください。	令和 3 年度から令和 5 年度の検針件数の実績は以下のとおりとなります。 検針件数の実績（単位：件数） <table><tr><td></td><td>鴨川市</td><td>南房総市</td><td>鋸南町</td><td>三芳(企)</td></tr><tr><td>3 年度</td><td>126,823</td><td>86,779</td><td>25,079</td><td>170,588</td></tr><tr><td>4 年度</td><td>128,234</td><td>86,647</td><td>25,101</td><td>171,862</td></tr><tr><td>5 年度</td><td>129,145</td><td>86,076</td><td>25,172</td><td>172,856</td></tr></table> 令和 8 年度から令和 12 年度における検針見込み件数については、令和 3 年度から令和 6 年度		鴨川市	南房総市	鋸南町	三芳(企)	3 年度	126,823	86,779	25,079	170,588	4 年度	128,234	86,647	25,101	171,862	5 年度	129,145	86,076	25,172	172,856
	鴨川市	南房総市	鋸南町	三芳(企)																			
3 年度	126,823	86,779	25,079	170,588																			
4 年度	128,234	86,647	25,101	171,862																			
5 年度	129,145	86,076	25,172	172,856																			

			の件数と同水準で推移するものと見込んでおります。
7	検針・料金収納等業務委託に係る基準業務量、経費負担区分及び委託期間 P1 検針等の実績	検針等の実績にて、令和6年度の実績が総件数414,149件となっておりますが、地域ごとに検針員の平均賃金をご教示ください。	鋸南町については、検針員数も少なく、賃金に関する情報は個人が特定される恐れがある情報となるため、公表は差し控えさせていただきます。 その他の水道事業体は、現行の業務委託先が検針員を直接雇用しており、賃金に関する情報は、委託先の雇用条件に関する事項であるため、当組合からは回答致しかねます。
8	検針・料金収納等業務委託に係る基準業務量、経費負担区分及び委託期間 P1 検針等の実績	検針員人数については、適正人員数なのか、現状人員数なのかご教示ください。また、適正人員数の場合は現在の不足人数について、また現状人員数の場合は社員がどの程度の日数、検針作業を行っているのかご教示ください。	検針員人数は現状の人員数となります。 社員による検針作業の日数は、雇用状況や経験年数、検針員の欠員の状況などにより変動するため、回答致しかねます。 参考までとなりますが、令和6年度の社員による検針件数の実績は以下のとおりとなります。 鴨 川 市：208 件 南房総市：238 件 鋸 南 町：6 件 三 芳(企)：909 件 ※上記の件数は、定例的に社員が行っている検針の件数であり、突発的な検針員の欠員に伴う

			臨時の対応件数は含まれておりません。 ※鋸南町は、業務委託を行っていないため、職員による検針件数となります。																				
9	検針・料金収納等業務委託に係る基準業務量、経費負担区分及び委託期間 P2 水道料金取扱いの概要（令和6年度実績）	調定件数について、令和6年度の実績が総件数397,846件となっておりますが、令和3年度から令和5年度の調定件数及び令和8年度から令和12年度における調定見込み件数についてご教示ください。	令和3年度から令和5年度の調定件数の実績は以下のとおりとなります。 調定件数の実績（単位：件数） <table><tr><td></td><td>鴨川市</td><td>南房総市</td><td>鋸南町</td><td>三芳(企)</td></tr><tr><td>3年度</td><td>111,011</td><td>86,366</td><td>25,107</td><td>171,649</td></tr><tr><td>4年度</td><td>111,330</td><td>86,419</td><td>25,118</td><td>173,005</td></tr><tr><td>5年度</td><td>112,660</td><td>86,391</td><td>25,205</td><td>174,102</td></tr></table> 令和8年度から令和12年度における調定見込み件数については、令和3年度から令和6年度の件数と同水準で推移するものと見込んでおります。		鴨川市	南房総市	鋸南町	三芳(企)	3年度	111,011	86,366	25,107	171,649	4年度	111,330	86,419	25,118	173,005	5年度	112,660	86,391	25,205	174,102
	鴨川市	南房総市	鋸南町	三芳(企)																			
3年度	111,011	86,366	25,107	171,649																			
4年度	111,330	86,419	25,118	173,005																			
5年度	112,660	86,391	25,205	174,102																			
10	検針・料金収納等業務委託に係る基準業務量、経費負担区分及び委託期間 P2 水道料金取扱いの概要（令和6年度実績）	徴収率については、地域ごとの徴収率の記載がありますが、令和6年4月から令和7年3月調定分を令和7年3月末時点で収納したものの割合の表記でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。																				

11	検針・料金収納等業務委託に係る基準業務量、経費負担区分及び委託期間	検針員以外の地域ごとにおける現在の配置人員(履行人員)について、職位ごと(社員・嘱託社員・フルタイムパート・短時間パート等)にご教示下さい。また、地域ごとに最低配置人員数の見込み及び取り決めがございましたらご教示ください。	検針員以外の職位ごとの配置人員については、受託先の雇用状況や将来的な人員計画など、様々な要因に応じて柔軟に見直しが行われる性質のものとなります。このため、特定の時点における詳細な人員配置状況については回答致しかねます。 地域ごとの最低配置人員数の取り決めはございません。
12	検針・料金収納等業務委託に係る基準業務量、経費負担区分及び委託期間 P3 2(4) 水道料金納入通知書等印刷	こちらに記載されていない帳票等が必要になった場合、発注数以上の数量が必要になった場合は、発注者負担という解釈でよろしいでしょうか。	(4)水道料金納入通知書等印刷に記載されていない帳票の調達については、発注者の負担となります。 発注数以上の数量が必要になった場合の調達費用については、原則として受注者の負担となります。ただし、特別な事情により、発注実績として記載している件数より著しく増加した場合等には、仕様書第44条の規定により費用負担の方法を協議により決定します。
13	検針・料金収納等業務委託に係る基準業務量、経費負担区分及び委託期間 P7 3 受注者が負担する経費	業務用車両の駐車場については発注者にて措置するとありますが、通勤用車両の駐車場は受注者にて負担(措置)という解釈でよろしいでしょうか。	通勤用車両の駐車場の手配及び費用負担については、当組合では特段定めていません。 各営業拠点の駐車スペースの確保には努めております。 駐車場使用料が発生する場合は、使用者が負担するものと考えています。

14	検針・料金収納等業務委託に係る基準業務量、経費負担区分及び委託期間 P7 3 受注者が負担する経費	事務机等の数量が足りない場合は受注者側で準備するという解釈でよろしいでしょうか。	事務用机等については、受託候補者選定後の仕様書等の協議の際に、必要な什器と数量についてお申し出ください。 当組合で用意可能な什器等については、当組合の負担にて用意し、その他に必要なものがある場合には、受注者の負担で用意していただくこととなります。
----	---	---	---